

被爆者援護法（厚生省よりの法令協議）

平成6年11月10日

北東アジア課

標記に関し、以下のとおり厚生省に質問することとしたい。

1. 第二条（被爆者健康手帳）関連

- (1) 申請先を「居住地の都道府県知事」としている趣旨は何か。
- (2) 被爆者健康手帳は、当該申請・被交付者が申請先の都道府県に居住（または所在）していない場合（例えば、国外に居住している場合）でも、代理申請・郵送等の代替手続きにより申請し、交付を受けることはできないのか。その理由は何か。
- (3) 現行法においては、日本国内短期滞在でも交付を受けることはできたと承知しているが、新法においてもそれができるのか。

2. 第二十四条から第三十二条（特別葬祭給付金を除く諸手当）関連

都道府県知事が支給するとなっている手当は、当該都道府県に居住（または所在）していなければ支給されないのか。

3. 第三十三条（特別葬祭給付金）関連

- (1) 第1項中、第二条とあるのは第一条の誤りではないか。
- (2) 第3項中、給付金の支給を受ける権利の認定は厚生大臣が行うとなっているが具体的にどのような規定を想定しているのか。（特に外国籍の者の扱い、居住要件との関係は如何。）
- (3) 第4項の日付は具体的にはいつ頃を想定しているのか。
- (4) 給付金の申請先及び支給者は誰か。また、申請及び支給の手続きは如何。
（原爆手帳を所持していれば、国外から申請し、支給を受けることができるのか。）

4. 第41条（平和記念事業）関連

具体的に如何なる事業を想定しているのか。

（了）

秘密指定解除

公文書監理室



(参考)

在韓国の被爆者、在北朝鮮の被爆者及び在日韓国・朝鮮人に対する法律の適用との関連で、当課として留意しておくべき事項は以下のとおりと考えられる。

1. 在韓国、北朝鮮の被爆者への原爆手帳の交付。

○日本国内に所在していなくても、なんらかの方法で交付を受けることができるのか。

○日本国内短期滞在で交付を受けることは、今後もできるのか。

(昭和57年から61年の間に実施された在韓被爆者渡口治療(渡航費韓国政府負担)においては、354人の在韓被爆者が渡日後直ちに原爆手帳を交付された実績有り。)

2. 特別葬祭給付金

(1) 在韓被爆者支援拠出金(40億円)との関連

基本的に在韓被爆者支援拠出金は、現行の原爆2法に準じた形で被爆者個人に手当が支給されるようにはなっていないので、特別葬祭給付金の規定が新法に追加されたとしても、在韓被爆者拠出金の運用変更、または他の措置をもって在韓被爆者に同趣旨の手当を支給することを改めて検討する必要は必ずしもないと考えられる。

(2) 仮に特別葬祭給付金の支給に居住要件がなく(現行法では、他の諸手当は都道府県知事が支給するとなっており、居住要件が必要とも考えられるが、特別葬祭給付金では支給者が明確ではない。)、在韓被爆者もこの支給を受けることができる場合、同じ遺族でありながら、居住要件のため現行法の定める葬祭料(現在14万9千円)を受けられない(または受けられなかった)者と、昭和49年9月30日以前に死亡した者の遺族であるため特別葬祭給付金を受けられる者に不公平が生じ得る。

(3) 仮に本件給付金の支給に居住要件はなく、本件給付金の申請・交付に対して無条件に期限が設定された場合には、その期限中に北朝鮮との国交正常化がなされなければ、在北朝鮮の被爆者は本件給付金を受けることは事実上困難であると考えられる。

3. 在日韓国・朝鮮人に対する新法の適用

現行法においても、在日韓国・朝鮮人は適用を受けており(平成6年3月現在広島市1524人、同年6月現在長崎市92人、その他の都道府県は不明)、在日韓国・朝鮮人との関連で特段の問題が生じることは考えられない。

(了)